

広島県水道広域連合企業団管理規程第1号

広島県水道広域連合企業団損失補償事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月15日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団損失補償事務取扱規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団損失補償事務取扱規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理)</p> <p>第3条 企業団が施行する公共事業に伴う損失補償事務については、<u>当該事業を施行する広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第2条第1項に規定する本部又は地方機関（以下「本部等」という。）</u>において処理するものとする。</p> <p>2 事務局長は、前条の規定による損失補償基準の適用及び運用等に係る事務を統括するものとし、損失補償事務について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>3 <u>事務局長</u>は、企業団が施行する公共事業に伴い、漁業補償が必要であると認めるときは、その補償の内容及び手続に関して<u>広島県水道広域連合企業団漁業補償審査会（以下「審査会」という。）</u>の審査を受けなければならない。</p> <p>(漁業補償審査会)</p> <p>第4条 企業団が施行する公共事業に伴う漁業補償事務の公正かつ適正な執行を図るため、<u>審査会</u>を設置する。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、漁業補償の内容及び手続に関して審査を行い、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。</p> <p>3 <u>審査会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。</p> <p>(予算説明)</p> <p>第5条 <u>本部</u>は、10億円以上の漁業補償費を伴う公共事業については、企業団議会開会前の全員協議会において、提案見込事項として次に掲げる事項に係る説明資料を作成して予算説明を行うものとする。</p>	<p>(事務処理)</p> <p>第3条 企業団が施行する公共事業に伴う損失補償事務は、<u>企業団事務局本部</u>において処理するものとする。</p> <p>2 <u>企業長</u>は、前条の規定による損失補償基準の適用及び運用等に係る事務を統括するものとし、損失補償事務について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>3 <u>企業長</u>は、企業団が施行する公共事業に伴い、漁業補償が必要であると認めるときは、その補償の内容及び手続に関して<u>企業団漁業補償審査会</u>の審査を受けなければならない。</p> <p>(漁業補償審査会)</p> <p>第4条 企業団が施行する公共事業に伴う漁業補償事務の公正かつ適正な執行を図るため、<u>企業団漁業補償審査会</u>を設置する。</p> <p>2 <u>企業団漁業補償審査会</u>は、漁業補償の内容及び手続に関して審査を行い、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。</p> <p>3 <u>企業団漁業補償審査会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。</p> <p>(予算説明)</p> <p>第5条 <u>企業団の各事務所</u>は、10億円以上の漁業補償費を伴う公共事業については、企業団議会開会前の全員協議会において、提案見込事項として次に掲げる事項に係る説明資料を作成して予算説明を行うものとする。</p>

(1)～(8) (略)

2 本部は、10億円未満の漁業補償費を伴う公共事業であっても、当該事業の重要性に応じ必要と認めるときは、前項に準じて予算説明を行うものとする。

(漁業補償の公表)

第6条 本部は、公共事業の施行に伴い漁業補償を行ったときは、補償額の算定内容等について、被補償者のプライバシーの侵害及び他の漁業補償への影響等を総合的に勘案して、可能な限り公表に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第7条 本部等は、海面の埋立てを伴う公共事業で漁業補償事務を伴う場合又は大型プロジェクト事業若しくはこれに関連する事業で損失補償事務を伴う場合においては、国その他の関係機関と緊密な連絡を保ち、適正に事務を行うよう努力するものとする。

る。

(1)～(8) (略)

2 企業団の各事務所は、10億円未満の漁業補償費を伴う公共事業であっても、当該事業の重要性に応じ必要と認めるときは、前項に準じて予算説明を行うものとする。

(漁業補償の公表)

第6条 企業団の各事務所は、公共事業の施行に伴い漁業補償を行ったときは、補償額の算定内容等について、被補償者のプライバシーの侵害及び他の漁業補償への影響等を総合的に勘案して、可能な限り公表に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第7条 企業団の各事務所は、海面の埋立てを伴う公共事業で漁業補償事務を伴う場合又は大型プロジェクト事業若しくはこれに関連する事業で損失補償事務を伴う場合においては、国その他の関係機関と緊密な連絡を保ち、適正に事務を行うよう努力するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。